

第5編

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災対法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の被害拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について定めるものである。

なお、本市は、国の防災基本計画原子力災害対策編及び福島県地域防災計画原子力災害対策編において、原子力防災対策を重点的に充実すべき地域（以下「重点地域」という。）の範囲外であり、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村の指定はされていないが、平成23年の東京電力（株）福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害被災市として、住民等への情報提供や重点地域からの避難者受け入れと、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的にこの計画を定めるものである。

第2節 計画の性格

1 計画の位置付け

この計画は、本宮市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものである。

2 本宮市地域防災計画との関係

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、本宮市防災会議が作成する「本宮市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び福島県地域防災計画原子力災害対策編に基づき作成したものである。なお、この計画に定めのない事項については「本宮市地域防災計画（一般災害対策編）」に準拠するものとする。

3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合はこれを変更する。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知の徹底を図るとともに、市民への周知に努めるものとする。また、関係機関においては、本計画の熟知を図り、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成及び修正に際し基本とすべき指針

本宮市地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「地防原対編」という。）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を基本とする。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

「原子力災害対策指針」に基づくものとする。

第6節 原子力災害対策重点地域の範囲

本市は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）及び関係市町村以外のその他の市町村に分類される。各区域等については次のとおり。

区域区分		福島県第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策 重点区域	予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	—	原子力施設から概ね半径5kmを目安に設定
	緊急防護措置を準備する区域（UPZ）	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）	
その他の市町村（UPZ外）		上記地域以外の区域	

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第1編、第1章、第5節「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」を基本とする。

第2章 原子力災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、災対法及び原災法に基づく予防体制並びに原子力災害の事前対策を定める。

第2節 原子力防災専門官との連携

市は、地防原対編の修正、市民に対する原子力防災に関する情報伝達、緊急時連絡体制、防護対策（避難計画を含む）及び広域連携等の緊急時の対応について、原子力防災専門官と連携を図る。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 1 市は、平常時から関係機関及び企業等との間で協定を締結するなど、連携の強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努める。また、民間事業者へ委託可能な災害対策業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者と協定を締結するなど、民間事業者のノウハウや能力を活用するものとする。
- 2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。
- 3 市は、重点地域からの避難者の受け入れ場所及び施設並びに防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。

第4節 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県及び防災関係機関との連絡を円滑に行い、確実な情報の収集を図るため、次の体制整備を進める。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害関係機関との確実な情報の収集・連絡体制を確保するため、次の内容からなる「情報収集・連絡に関する要領」を作成し、関係機関等に周知し、防災拠点間の情報通信のためのネットワークを強化する。

- ① 関係機関からの連絡を受信する窓口（夜間・土日祝日等の勤務時間外の対応、通信障害時を考慮した代替連絡手段を含む。）
- ② 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先（指定地方公共機関）
- ③ 関係機関への指示連絡先（夜間・土日祝日等の勤務時間外の対応、通信障害時を考慮した代替連絡手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(3) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関等と連携し、移動系防災無線、携帯電話、衛星携帯電話、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備に努める。

2 情報の分析整理

(1) 専門家の活用体制

市は、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報は、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国・県とともに情報のデータベース化、オンライン化についてその推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料の整備

市は、次の資料の適切な整備、更新、管理に努める。

- ① 指定避難所又は重点地域からの避難者受け入れ可能施設及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料並びにあらかじめ定める避難要領
- ② 特殊施設（学校、幼稚園、診療所、病院、高齢者福祉施設、身体及び精神障害者養護施設等）に関する資料
- ③ 原子力災害医療施設に関する資料
- ④ 平常時環境放射線モニタリング資料
- ⑤ 水源地及び上水道施設に関する資料
- ⑥ 農産物の生産及び出荷状況
- ⑦ 防護資機材の備蓄・配備状況
- ⑧ 避難用車両の緊急時の運用体制及び調達体制
- ⑨ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料

⑩ 避難所運用体制（広域避難を前提とした避難先自治体との調整済のもの）

3 通信手段・経路の多様化

(1) 防災行政無線の整備

保守点検の徹底及び難聴地域の解消に努める。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多様化及び関連装置の二重化の推進に努める。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局及び衛星携帯電話の活用を努める。

(4) 災害時優先電話等の活用

市は、N T T等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(5) 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用において通信輻輳時の混信等対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じたときは、国（総務省）と事前の調整を行う。

(6) 非常用電源の確保及び保守点検

市は、防災拠点（庁舎及び白沢総合支所）及び指定避難所に設置する非常用電源設備及び通信設備の適切な保守点検並びに補充用燃料調達方法の確認を行い、適切な管理を行う。

第5節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動（重点地域からの避難者受入を含む）を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項を検討し、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果を、第3章「災害応急対策」に反映させる。

1 警戒態勢をとるために必要な体制の整備

市は、原災法第10条に規定する特定事象発生を県から通知を受けた場合、速やかに職員の非常招集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

2 災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」に準じ、災害対策本部を設置する。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、同節に準拠し防護対策の指示を行う体制をとる。この際の意味決定は、次の順位による。

1 市長	2 副市長	3 教育長	4 市民部長	5 総務政策部長
------	-------	-------	--------	----------

3 長期化に備えた動員体制の整備

市は、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

4 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

5 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」第10に準じ、相互応援体制の充実強化に努める。さらに、消防本部と連携のうえ、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

6 自衛隊との連携体制

第2編、第2章、第8節「自衛隊災害派遣要請」に準じる。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野について、自衛隊派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておく。

7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難退域時検査場所等に関する広域的な応援要請並びに必要なに応じて、被災時に県内市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、広報支援等について必要な準備を整える。

なお、広域応援協定等の締結状況は、第2編、資料編のとおりである。

8 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び

防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、県及び指定公共機関と相互の連携を図る。

9 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画による備えを充実する。

また、災害対策に当たる要員及び資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。

第6節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、重点地域の外に位置するため、避難計画の作成は求められていないが、平成23年の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う放射能災害により、市外避難を継続している住民がいること、市域全域が原災法に基づく除染地域であることを踏まえ、市民の生命と身体及び財産を守る責務により、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）第2-12（避難収容活動体制の整備）に準じて、屋内退避及び避難誘導のための避難要領を作成する。

2 指定避難所等の整備

- (1) 市は、第2編、第1章、第11節「避難対策」に基づき、避難所をあらかじめ指定する。（同、資料編）

また、市は、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制及び広域避難受入体制を整備する。

- (2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備又は調達に努めるものとする。

広域避難に係る避難誘導用資機材及び移送用資機材は、県広域避難計画に基づき整備する。

また、車両については、都度関係機関と調整し確保するものとする。

- (3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

- (4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- (5) 応急仮設住宅の整備

市（災害救助法適用時は県）は、第2編、第2章、第18節「応急仮設住宅」第1-2に準拠し、応急仮設住宅の整備に努める。

- (6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」第3-5により、被災者支援の仕組みを担当する班を定める。

- (7) 指定避難場所における設備等の整備

市は、指定避難場所で必要になるとと思われる仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器のほか、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要なと思われる施設・設備の備蓄及び整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備に努める。

- (8) 物資の備蓄に係る整備

市は、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

第2編、第2章、第22節「要配慮者対策」に準じる。

4 学校・医療機関等施設における避難計画の整備

第2編、第1章、第11節「避難対策」第6に準じる。

5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

第2編、第1章、第11節「避難対策」第6-4に準じる。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立退きの指示等を行った場合において、第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」第3-5により、住民等の避難状況を確認する。

この際、未避難者に対しては、市消防団による避難勧奨と避難誘導あるいは避難搬送を行う。また、指定避難所以外へ避難する住民からは、安否及び避難先を市に通報する仕組みの構築を図る。

7 本市以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

地域の放射線量は、生活の継続に影響の無い数値ではあるが、平成23年の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う放射能災害を踏まえると、世帯構成等によっては、県内外の本市以外の市町村に自主避難することも想定できる。このような市外へ自主避難した住民への情報伝達は、避難場所の特定が基本となるため、市外へ避難する住民は、避難先市町村での総務省全国避難者情報システムへの登録又は市へ安否及び避難場所の通報を行うことが求められる。

市は、市外避難者情報に基づき、必要な情報や支援・サービスを伝達する。

8 避難場所・避難誘導等の周知

市は、避難場所や避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

なお、迅速な避難の実施には、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象住民が共通して認識する必要があり、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じた住民へ提供すべき情報等を整理する。また、住民等に具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

第7節 緊急輸送活動体制の整備

1 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、第2編、第1章、第10節「緊急輸送路等の指定」により指定する市緊急輸送路の道路関係設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

第8節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備及び救助・救急機能の強化

市は、第2編、第2章、第7節「救助・救急」に準じ、救助・救急活動機能の強化に努める。また、同編、第1章、第13節「食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備」に準拠し、必要な資機材の整備に努める。

2 原子力災害医療活動体制等への協力

市は、緊急時に県が行う住民等の健康管理、汚染検査及び除染等原子力災害医療について協力する。

3 消火活動用資機材等の整備

市は、第2編、第1章、第7節「火災予防対策」に準じ、消火活動用資機材等の整備に努める。

4 物資の調達、供給活動

市は、第2編、第1章、第13節「食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備」に準じ食料等の調達に努めるとともに、同編、第2章、第16節「救援対策」に準じ供給を行う。

また、備蓄は流通備蓄の活用を基本に、最小限の備蓄に努める。

第9節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎（防災拠点）の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第10節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- (1) 市は、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のために、次の事項について広報活動を実施する。
- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ② 原子力災害とその特性に関すること
 - ③ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - ④ 緊急時に、市、県及び国が講ずる対策について
 - ⑤ 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること
 - ⑥ コンクリート屋内退避所、指定避難所に関すること
 - ⑦ 要配慮者の支援に関すること
 - ⑧ 緊急時にとるべき行動
 - ⑨ 指定避難所での運営管理、行動等に関すること
 - ⑩ 安定ヨウ素剤の服用に関すること
 - ⑪ その他、必要と認める事項
- (2) 市は、教育委員会等教育機関及び防災関係機関との連携の下、防災教育の実施に努める。教育関係機関は、防災に関する教育の充実に努める。

第11節 防災訓練等の実施

- 1 訓練計画の策定及び実施
第2編、第1章、第15節「防災訓練」に準じる。

第12節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬事故については、輸送が行われる都度の経路が特定されるが、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されない特殊性を踏まえ、防災関係機関は次の対応をとる。

- (1) 事故通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を県北地方振興局に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者に協力して、消火、人命救助及び救急等必要な措置を実施する。
- (2) 事故通報を受けた警察機関は、事故状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導及び交通規制等必要な措置を実施する。
- (3) 市は、事故の状況把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するため、事故の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、必要な措置を実施する。

第13節 災害復旧への備え

市は、平成23年の東京電力㈱福島第一原子力発電所事故に伴う放射能災害に伴う災害復旧の結果を踏まえ、効果的な除染等の災害復旧のために国・県と協力して資料の収集・整備に努める。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示すものであるが、緊急事態宣言発出以外の場合であっても、市長が原子力防災上必要と認めるときは、本章に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 特定事象等発生情報等の連絡

(1) 市は、以下の場合の報告及びその他必要と思われる事項について、県総合情報通信ネットワーク等により、県から連絡を受ける。

① 情報収集事態が発生した場合

情報収集事態（発電所所在町において震度5弱又は5強の地震が発生した場合、又は原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された）が発生した場合。

② 警戒事態が発生した場合

原子力発電所（以下「発電所」という。）において、原災法第10条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合。

③ 施設敷地緊急事態

発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合。

④ 全面緊急事態が発生した場合

発電所において、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合。

(2) 連絡を受けた特定事象に関し、県及び関係市町村への問い合わせは、緊急時対応の支障とならないよう、簡潔・明瞭に行うよう努める。原子力事業者への問い合わせは、原則として所在市町村及び県に限る。

(3) 市は、県から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 市は、指定地方公共機関との間において、県から通報・連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等を、随時連絡し合い連絡を密にする。

② 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密にする。

(2) 原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 市は、県災害対策本部からの通報・連絡により、国の原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における住民避難・屋内退避状況等の把握等、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、自らが行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

② 市は、必要に応じ県災害対策本部に職員を派遣し、必要な情報の収集に努める。

3 一般回線が使用できない場合の対処

大規模地震等の複合災害により一般回線が使用できない場合を想定し、平常時から衛星通信回線の整備・点検に努める。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県が実施する緊急時モニタリング情報を収集するとともに、危険地域把握のため、市内全域の環境モニタリング調査を実施し公表する。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 事故対策のための警戒態勢

- ① 市は、県が原災法第10条の特定事象に対し災害対策本部を設置した場合、第2編、第2章、第2節「職員の動員配備」に準じ、速やかに警戒配備の体制をとる。

(2) 災害対策本部の設置

- ① 市は、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣、以下「総理大臣」という。）が、市域を含む地域に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合は、直ちに災害対策本部を設置し、非常配備体制をとる。併せて、県災害対策本部へ設置報告をする。

② 職員の動員配備

- ア 第1次非常配備体制（第2編、第2章、第2節「職員の動員配備」に準じる。）

市域へ放射性物質又は放射線による直接的影響はないが、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域を含む市町村から、市への広域避難が災対法に基づき応援要請があった場合又は応援の斡旋要請を求められた県から応援の要請があった場合、並びにこれらの応援要請が予想される場合。

- イ 第2次非常配備体制（第2編、第2章、第2節「職員の動員配備」に準じる。）

市域へ放射性物質又は放射線による直接的影響があり、放射性ヨウ素防護区域での屋内退避又は市内避難及び市域での屋内退避並びに総理大臣の避難措置指示により市外への広域避難を要する場合、並びに広域避難措置指示が予想される場合。

③ 災害対策本部における活動

市長は、総理大臣発出の緊急事態宣言が市域に放射性物質又は放射線による被害を及ぼすものである場合、国・県の指示等に基づき迅速な住民避難等の応急対策を実施する。

ア 災害対策本部の掌握事項

・災害対策の総括に関すること
・県災害対策本部への派遣要員に関すること
・災害情報の収集に関すること
・応急対策の決定及び実施に関すること
・応急対策の実施状況に関する情報の収集に関すること
・災害報道要請に関すること
・市有施設に対する連絡に関すること
・水道の給水制限の伝達に関すること
・農作物の採取制限、農耕制限及び出荷制限の伝達に関すること
・畜産物の出荷制限の伝達に関すること
・市道施設の確保に関すること
・教育施設との連絡に関すること
・災害時応援協定締結自治体・団体及び企業等との連絡調整に関すること
・「イ 各班の事務分掌」に定めること
・その他、本部長が指示する事項に関すること

イ 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌

災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、「本宮市災害対策本部条例」に基づき、次のとおりとする。

i 災害対策本部組織

第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」に準じる。

ii 災害対策本部事務分掌（総括部（本部事務局））

第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」に準じる。

iii 災害対策本部事務分掌（各部・各班）

第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」に準じる。

(3) 災害対策本部の解散

- ① 市は、市域に係る原子力緊急事態宣言が解除され、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなった場合、災害対策本部を解散する。
- ② 原災法第10条に規定する特定事象発生通知に基づき、市長の判断により設置した災害対策本部は、特定事象が市域に及ぼす影響が皆無と判断される時点で解散する。
- ③ 原子力緊急事態宣言解除後も、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域を含む市町村から、市への広域避難が継続する場合は、災害対策本部事務局に災害対策本部機能を縮小する。この場合、仮設住宅への広域避難終了をもって災害対策本部を解散する。

(4) 防災関係機関に対する応援要請、職員の派遣要請

- ① 市（本部事務局）は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村に対し速やかに応援要請を行う。
- ② 協定等を締結していない市町村等への応援要請は、県に対して行う。
- ③ 応援要請の内、人員派遣に係る詳細協議は総務政策部総務班が行う。
- ④ 緊急消防救助隊の出動要請は、県に対して行う。

(5) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、県に対して行う。

2 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に関わる防災業務関係者の安全確保に努める。

(1) 防災業務関係者の安全確保

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を事業主等に要請するとともに、災害時の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう、併せて要請する。

(2) 職員の防護対策

市は、職員の被ばく管理を行う。

第4節 避難及び屋内退避

1 避難及び屋内退避

(1) 避難のための準備

市は、原災法第10条の通知があり、市域に及び原災法第15条第3項による総理大臣の指示が予想される場合は、直ちに災害対策本部を設置するとともに、住民の屋内退避又は避難のための準備として、避難等の範囲、避難道路、避難先の検討を開始する。併せて、住民輸送のための車両の確保及び広報車等の準備を行う。

市域が含まれない場合であっても、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域を含む市町村からの市内一時滞在要請が予測される場合は、避難受入調整及び指定避難所開設準備の検討を開始する。

(2) 屋内退避及び避難の決定、実施

① 市は、原災法第15条第3項による総理大臣の指示に市域を含む場合、住民等に対する屋内退避又は避難等の実施を決定し、住民等に対し屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行う。

(3) 避難

第2編、第1章、第11節「避難対策」及び第2章、第9節「避難」に準じ別に定める「本宮市避難実施要領」に基づく。

(4) 新型コロナウイルス等の感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、市は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示する。

2 指定避難所

(1) 指定避難所における活動

① 避難者等の情報把握

市は、避難所に収容されている避難者情報を把握する。また、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握情報を市に提供する。

② 指定避難所の生活環境把握等

市は、指定避難所における生活環境を常に良好な状態に努める。

また、長期避難に応じた、プライバシー確保、簡易ベッド等の活用、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等の巡回頻度、寒暖対策の必要性、食料の確保、配食及びごみ処理対策等、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態確保に向けた活動体制を定める。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内

の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努める。なお、必要に応じペットスペース確保の検討を行う。

③ 指定避難所における健康状況の把握等

市は、避難所に収容されている避難者の健康状態を把握し、必要に応じ巡回救護や心のケアを含めた対策に努める。

特に、要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ市福祉避難所や福祉避難室及び福祉施設への移送、介護職員の派遣、車椅子の配置等を、社会福祉協議会や福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、計画的に実施する。

市は、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

市は、必要に応じ仮設トイレを設置するほか、清掃・し尿処理・生活ごみ収集処理等に必要措置を講じ、衛生状態の保持に努める。

④ 指定避難所の運営における配慮

市は、避難所に収容されている避難者の性差に配慮する。また、子育てニーズに配慮する。さらに、避難場所の運営にあたっては、女性の参画を推進する。

⑤ 二次避難所への移動

市は、国と連携し、災害の規模、避難者の避難及び受入状況、避難の長期化が見込まれる場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策をかんがみ、必要に応じて、二次避難所として旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

⑥ 避難所の早期解消

市は、災害の規模、避難の長期化及び避難所の収容状況にかんがみ、必要に応じ、旅館やホテル等の借上げ、応急仮設住宅の提供、公営住宅の活用及び借上げ住宅の斡旋・活用等により、避難所の早期解消に努める。

⑦ 応急仮設住宅における配慮

市は、応急仮設住宅の必要がある場合は、速やかに国及び県と協議のうえ建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

また、避難者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅建設に必要な資機材が不足し調達が必要な場合は、国及び県に資機材の調達を要請する。

3 広域一時滞在

(1) 県等との調整

「本宮市避難実施要領」に基づく。県又は該当市町村との調整手続きは次による。

- ① 市は、市域外への広域的な避難が必要と判断した場合は、県内一時滞在の場合は避難先市町村と直接協議し、県外一時滞在の場合は避難先市町村の管轄都道府県との協議を県に求める。
- ② 市は、県内一時滞在受入市町村の受入能力等に基づく広域一時滞在に関する助言を、県に要請する。
- ③ 市は、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域を含む市町村からの市内一時滞在要請に対し、市指定避難所の中から受入施設を指定し受け入れる。

4 安定ヨウ素剤の服用

- (1) 市は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国が決定した方針に従い、直ちに服用対象の避

難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう努める。なお、安定ヨウ素剤服用に関し必要な事項は別に定める。

- (2) 安定ヨウ素剤服用に係る防護対策の指標は、防災指針に基づき、性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100ミリシーベルトとする。
- (3) 安定ヨウ素剤服用は、防護対策としての屋内退避若しくは避難との総合対策として行う。

5 要配慮者等への配慮

(1) 要配慮者等への支援活動

- ① 市は、避難誘導及び避難所での避難生活に際し、要配慮者及び一時滞在者健康状態に配慮し、避難場所での健康状態に把握、福祉施設等職員等の応援体制及び応急仮設住宅への優先入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- ② 病院等医療機関及び社会福祉施設は、原災法第15条第3項による総理大臣指示に基づく避難指示があった場合は、あらかじめ機関・施設長が定める避難計画等に基づき、迅速かつ安全に避難又は他の医療機関へ転院（所）させる。

6 学校等施設における避難措置

学校施設等は、生徒等の在校時に原災法第15条第3項による総理大臣指示に基づく避難指示があった場合は、あらかじめ学校等の長が定める避難計画等に基づき、迅速かつ安全に避難させる。児童等の避難並びに保護者への引き渡しを行った場合は、市に速やかに報告する。

7 不特定多数のものが利用する施設における避難措置

社会教育施設、興行場、駅及びその他不特定多数のものが利用する施設は、原災法第15条第3項による総理大臣指示に基づく避難指示があった場合は、あらかじめ施設等の長が定める避難計画等に基づき、迅速かつ安全に避難させる。

8 警戒区域の設定、避難指示の実行を上げるための措置

災対法第63条に基づく警戒区域設定は、第2編、第2章、第9節「避難」に準じる。なお、警戒区域を設定した場合、郡山北警察署本宮分庁舎は、災害の拡大防止のため、福島県地域防災計画第2編、第3章、第13節「災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、必要な措置を講ずる。

また、市は消防本部及び市消防団と連携し、居住者の生命又は身体に対する危険を防止するため、避難の指示に従わず警戒区域にとどまる住民に対し、事態の状況等を説明し避難の説得に努める。この場合でも、さらに危険な事態が発生するおそれがある場合には、必要な勧奨又は指示を行う。さらに、警戒区域内にとどまる住民が要配慮者で、自助又は共助による避難が困難と判断される場合は、避難所まで誘導する。

9 飲食物及び生活必需品の供給

第2編、第2章、第16節「救援対策」に準拠する。

原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域を含む市町村からの避難者に対しても、避難元市町村と連携し、かつ県へも協力を要請しながら、供給・分配を行う。

供給・分配に際しては、可能な限り要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第5節 治安の確保及び火災の予防

郡山北警察署本宮分庁舎は、災害時における治安の確保に万全を期す。特に、警戒区域やその周辺において、パトロール等により盗難等の各種犯罪の未然防止に努める。

また、消防本部及び市消防団は、警戒区域及びその周辺に限らない市域の火災予防に努める。

警戒区域内における活動は、二次被害を防止するため、放射線量等の情報収集と防護対策に努める。

第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1 採取、摂取制限及び出荷制限

(1) 摂取制限、出荷制限及び制限解除は、国の指示又は緊急時環境放射線モニタリングの結果と国が定める飲食物摂取制限に関する指標に基づき、制限地区の農畜産物の採取、漁業の禁止、出荷の禁止が、市に指示される。

飲料水水源についても、前述指標に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び解除が決定され、市に指示される。

市は、指示に基づき、住民、生産者及び生産流通関係機関・団体並びに水道事業管理者に指示する。

(2) 飲料水、飲食物の摂取制限等の措置が指示され、生活に必要な飲料水、飲食物が不足する場合、市は、県地域防災計画一般災害対策編、第3章、第16節、第1「給水救援対策」及び同第2「食料救援対策」に基づき、県に協力し関係住民等への応急対策を講ずる。

第7節 緊急輸送計画

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、総理大臣が市域を含む地域に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、合同対策協議会のメンバー
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員・資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動、消火活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、避難者等
- ③ コンクリート屋内退避所及び避難所を維持管理するために必要な人員及び資機材
- ④ 合同対策協議会のメンバー（国の現地対策本部長及び県の現地本部長、市町村の災害対策本部長等）、災害応急対策要員（現地本部要員、国の専門家、情報通信要員）及び必要とされる資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ① 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、通行可能な道路や交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- ② 市は、人員及び車両等に不足が生じた場合は、指定行政機関及び指定地方行政機関、県、関係指定公共機関、公共的団体・防災関係機関（以上、第2編、資料編参照）、並びに、市内自動車運送事業者に支援を依頼する。

(4) 緊急輸送のための交通確保

- ① 郡山北警察署本宮分庁舎は、現場の警察官及び関係機関等からの情報等により、交通状況を迅速に把握する。
- ② 郡山北警察署本宮分庁舎は、緊急輸送のための通行確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制等を行う。
- ③ 郡山北警察署本宮分庁舎及び道路管理者は、交通規制にあたって、現地の交通状況の情報を共有するなど、相互に密接な連絡をとる。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 資機材の確保

市は、総理大臣が市域を含む地域に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合、救助・救急及び消火活動が円滑に実施できるよう、必要に応じ県その他民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

(2) 応援要請

市は、災害の状況等から必要と認められる場合、消防庁、県等に対し応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は、応援側が携行することを原則とする。

(3) 緊急消防援助隊等への応援要請

市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動を県に要請する。

要請にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 救急・救助及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市への進入経路及び集結（待機）場所

2 原子力災害医療活動

市は、県が行う緊急時の住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療に協力する。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、原子力災害の特殊性（放射性物質及び放射線による影響が五感に感じない）を踏まえて、緊急時における住民等の心理的動揺又は混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対し的確な情報提供と広報を迅速かつ的確に行う。

第2編、第2章、第6節「災害広報」に準じる。

なお、災害広報にあたっては、情報の発信源を明らかにするとともに、専門用語やあいまいな表現を避け、理解しやすく誤解を招かない表現に留意する。

- (2) 市は、住民等のニーズを十分把握し、モニタリングの結果、農林畜産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講ずる健康調査等の施策に関する情報、通行規制等の情報を、正確かつきめ細やかに提供する。

提供にあたっては、要配慮者、一時滞在者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される借上げ住宅避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達に留意する。

- (3) 市は、避難状況の的確な把握に向け、市指定避難所以外に避難する場合、市災害対策本部に居場所、連絡先及び安否を連絡するよう、住民等へ周知する。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、速やかに市災害対策本部事務分掌に基づく被災者相談窓口を開設する。

第10節 自発的支援の受入等

1 ボランティアの受入

第2編、第2章、第23節「ボランティアとの連携」に準じる。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入

第2編、第3章、第2節「被災地の生活安定」第1「義援金」に準じる。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

1 市行政業務の退避

- (1) 市は、総理大臣が市域を含む地域に係る原子力緊急事態宣言を発出し、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、災害対策本部において退避先を決定するとともに住民等へ周知する。なお、市の行政業務は、住民等の避難、学校等における生徒等の避難を優先したうえで、退避を実施する。

- (2) 市は、あらかじめ定める業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとする、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき、市域を含む地域の原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を示すものであるが、これ以外の場合にあっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、市域を含む地域の原子力緊急事態解除宣言が発出された場合においても、原子力被災者生活支援チームと連携し、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

なお、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域を含む市町村からの市内一時滞在者に対しても、避難元市町村と連携した生活支援に努める。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、市域を含む地域の原子力緊急事態解除宣言が発出された場合、国及び県と協議のうえ、状況に応じた避難区域の見直しを行い、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第4節 放射性物質による環境汚染への対応

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を実施し、放射性物質による環境汚染に対処する。

第5節 各種制限措置の解除

1 各種指示の解除

市は、県が放射線による影響を受けるおそれなくなったと認め、原子力災害応急対策として指示された、屋内退避又は避難について解除の指示がされた場合、屋内退避又は避難している住民に対し、解除を伝達する。

2 各種制限措置の解除

市は、1と同様に県が放射線による影響を受けるおそれなくなったと認め、緊急事態応急対策として指示された、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農畜産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除が指示された場合、住民及び関係団体等に伝達する。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 避難及び屋内退避住民の記録

市は、市域を含む地域の原子力緊急事態宣言が発出され、避難及び屋内退避の措置を伝達した住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等における措置について様式を定め記録する。

2 災害応急対策の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

3 住民健康調査の記録

- (1) 市は、県が行う原子力災害時に防護対策を講じた地区住民に対する健康調査に協力する。
- (2) 市は、ホールボディカウンターによる市民の健康実態を検査し、記録する。
- (3) 市は、放射性物質及び放射線による心身の健康に与える影響について、県と連携し、相談窓口を開設する。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

1 生活再建等の支援

市は国・県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給や貸付の迅速な処理のための仕組みの構築に努める。また、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復に努めるとともに、原子力災害対策指針に基づき心身の健康管理体制を整備し、生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

2 広報及び相談体制の整備

市は、国・県と連携し、被災者の自立に対する援助及び助成措置に関し、被災者に広報する。

また、広域避難で市外に避難した被災者及び原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域を含む市町村からの市内一時滞在者に対して、避難先市町村又は避難元市町村と協力し必

要な情報や支援・サービスの提供に努める。

3 災害復旧基金等の検討

市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的・弾力的に進めるために、特に必要がある場合は、災害復興基金の設置等の手法を検討する。

第8節 被災中小企業等に対する支援

市は、国・県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金及び運転資金の貸し付けを行う。

また、支援措置を広く広報するとともに、被災中小企業の相談を受付ける。

第9節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、農林業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進のために、広報活動を行う。

第10節 損害賠償の請求等に必要な書類の記録

1 損害調査への協力

市は、県が行う、将来の医療措置及び損害賠償の請求に資するため、次に掲げる事項に起因した損害調査に協力する。

- ① 屋内退避、避難の措置
- ② 飲食物の摂取制限及び農畜水産物に対する出荷制限措置
- ③ 立入制限措置
- ④ 農耕制限措置
- ⑤ 狩猟・漁獲制限措置
- ⑥ 市が指示した措置